

# 総務委員会資料

## 平成27年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第5号 川崎市行政手続条例の一部を改正する条例  
の制定について

資料1 川崎市行政手続条例の一部を改正する条例  
の制定について

資料2 新旧対照表

平成27年2月10日

総 務 局

## 川崎市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 川崎市行政手続条例について

国の行政手続法の趣旨にのっとり、市の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するため、処分、行政指導、届出などの手続に関して共通する事項を定めています。

## 【参考】 「行政手続法」と「川崎市行政手続条例」の適用関係

行為の主体	行為の根拠	申請に対する処分	不利益処分	行政指導	届出
国	国の法令	手続法	手続法	手続法	手続法
市	国の法令	手続法	手続法	手続条例	手続法
	市の条例・規則	手続条例	手続条例	手続条例	手続条例
	要綱等			手続条例	

※ 「処分」…公権力の行使に当たる行為

「申請に対する処分」…許認可等を求める申請に対して、諾否の応答をする処分

「不利益処分」…許認可の取消し等、特定の者に対して、義務を課したり、権利を制限したりする処分

※ 「行政指導」…一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分その他公権力の行使に当たる行為に該当しないもの

## 行政手続法 &lt;抜粋&gt;

(地方公共団体の措置)

第 46 条 地方公共団体は、(行政手続法の) 規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出並びに命令等を定める行為に関する手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 2 条例改正の理由

処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度（不服申立て）について、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大の観点から、行政不服審査法及び関係法令の改正が平成 26 年 6 月に行われ、その一環として、行政手続法の改正（平成 26 年法律第 70 号）も行われました。

これを踏まえ、川崎市においても、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護を充実させるため、国の法改正と同趣旨の条例改正を行うものです。

### 3 条例改正（案）の概要

#### （１）「処分等の求め」の手續の新設

市民等が法令違反の事実を発見した場合に、処分や行政指導の権限がある市の機関等に対して、以下に掲げる事項を記載した申出書を提出して、是正のための処分や行政指導を求めることができることとします。

〔申出書への記載事項〕

- ・ 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- ・ 法令違反の事実の内容
- ・ 求める是正のための処分や行政指導の内容
- ・ その処分や行政指導の根拠となる法令又は条例等の条項
- ・ その処分や行政指導がされるべきであると思料する理由
- ・ その他参考となる事項

この申出を受けた市の機関等は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、是正のための処分や行政指導を行います。

#### （２）「行政指導の中止等の求め」の手續の新設

法令違反の事実の是正を求める行政指導を受けた者は、その行政指導が根拠となる法律又は条例に規定する要件に適合しないと思う場合に、行政指導をした市の機関に対して、以下に掲げる事項を記載した申出書を提出して、中止等を求めることができることとします。

〔申出書への記載事項〕

- ・ 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- ・ その行政指導の内容
- ・ その行政指導の根拠となる法律又は条例の条項
- ・ その条項に規定する要件
- ・ その行政指導が要件に適合しないと思料する理由
- ・ その他参考となる事項

この申出を受けた市の機関は、必要な調査を行い、要件に適合しないと認めるときは、中止等の措置を行います。

※なお、上記（１）（２）における「行政指導」は、法改正の趣旨にのっとり、法律又は条例の中で、行政指導を行う権限及びその要件が規定されているものを対象（「勧告」や「指示」など、規定が明示的に根拠規定として置かれているものを想定）とします。

### （３）「行政指導における権限根拠等の提示」の義務化

現行制度では、行政指導に携わる者は、相手方に対して、行政指導の趣旨・内容や責任者を明確に示さなければならず、口頭の行政指導の場合で相手方から求められたときは、特別の支障がない限り、書面交付をしなければならない、などとされています（行政手続法第３５条・川崎市行政手続条例第３３条）。

これらに加えて、今回の改正で「行政指導における権限根拠等の提示」の義務化を行うこととなり、行政指導に携わる者が、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使できることを示して行政指導をする場合には、その権限の根拠となる法令・条例等の条項、そこに規定される要件及びその権限の行使が要件に適合する理由の提示を義務付けることとします。

## ４ 施行期日等

### （１）施行期日

平成２７年４月１日（行政手続法の一部改正と同日）から施行

### （２）附則による一部改正

川崎市市税条例の一部改正（項ずれに伴う所要の整備）

## ５ パブリックコメントの実施結果

パブリックコメント（意見募集の期間：平成２６年１２月１０日から平成２７年１月９日まで）を実施したところ、これに対する意見の提出はございませんでした。

改正後	改正前
<p>○川崎市行政手続条例</p> <p>平成7年10月9日条例第37号 改正 平成12年3月24日条例第1号 平成16年12月22日条例第63号 平成18年3月23日条例第4号 平成18年12月14日条例第72号 平成21年12月24日条例第61号</p> <p>川崎市行政手続条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条） 第2章 申請に対する処分（第5条～第11条） 第3章 不利益処分 第1節 通則（第12条～第14条） 第2節 聴聞（第15条～第26条） 第3節 弁明の機会の付与（第27条～第29条） 第4章 <u>行政指導（第30条～第35条）</u> 第5章 <u>処分等の求め（第36条）</u> 第6章 届出（第37条） 第7章 雑則（第38条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 （目的等）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号）第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事</p>	<p>○川崎市行政手続条例</p> <p>平成7年10月9日条例第37号 改正 平成12年3月24日条例第1号 平成16年12月22日条例第63号 平成18年3月23日条例第4号 平成18年12月14日条例第72号 平成21年12月24日条例第61号</p> <p>川崎市行政手続条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条） 第2章 申請に対する処分（第5条～第11条） 第3章 不利益処分 第1節 通則（第12条～第14条） 第2節 聴聞（第15条～第26条） 第3節 弁明の機会の付与（第27条～第29条） 第4章 <u>行政指導（第30条～第34条）</u> 第5章 届出（第35条） 第6章 雑則（第36条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 （目的等）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号）第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事</p>

改正後	改正前
<p>項を定めることによって、市の行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。</p>	<p>項を定めることによって、市の行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。</p>
<p>2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。 （定義）</p>	<p>2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。 （定義）</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) 法令 法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）並びに神奈川県条例及び同県の知事その他の執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）をいう。ただし、同法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により市が処理することとなる事務について規定している同県の条例及び同県の知事又は教育委員会の規則の規定を除く。</p>	<p>(1) 法令 法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）並びに神奈川県条例及び同県の知事その他の執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）をいう。ただし、同法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により市が処理することとなる事務について規定している同県の条例及び同県の知事又は教育委員会の規則の規定を除く。</p>
<p>(2) 条例等 市の条例、市長その他の執行機関の規則及び企業管理規程（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する管理規程をいう。以下同じ。）並びに前号ただし書に規定する神奈川県の条例及び同県の知事又は教育委員会の規則の規定をいう。</p>	<p>(2) 条例等 市の条例、市長その他の執行機関の規則及び企業管理規程（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する管理規程をいう。以下同じ。）並びに前号ただし書に規定する神奈川県の条例及び同県の知事又は教育委員会の規則の規定をいう。</p>
<p>(3) 処分 条例等に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。</p>	<p>(3) 処分 条例等に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。</p>
<p>(4) 申請 条例等に基づき、行政庁の許可、認可、承認その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。</p>	<p>(4) 申請 条例等に基づき、行政庁の許可、認可、承認その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。</p>
<p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただ</p>	<p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただ</p>

改正後	改正前
<p>し、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等の規定上必要とされている手続としての処分</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分</p> <p>ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの</p> <p>(6) 市の機関 市長その他の執行機関、消防局（消防署を含む。）、上下水道局、交通局若しくは病院局又はこれらに置かれる機関をいう。</p> <p>(7) 行政指導 市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に該当しないものをいう。</p> <p>(8) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法的効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。</p> <p>(適用除外)</p>	<p>し、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等の規定上必要とされている手続としての処分</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分</p> <p>ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの</p> <p>(6) 市の機関 市長その他の執行機関、消防局（消防署を含む。）、上下水道局、交通局若しくは病院局又はこれらに置かれる機関をいう。</p> <p>(7) 行政指導 市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に該当しないものをいう。</p> <p>(8) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法的効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。</p> <p>(適用除外)</p>
<p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、<u>次章から第5章までの規定は、適用しない。</u></p> <p>(1) 議会の議決を経て、又はその同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分</p> <p>(2) 地方税の犯則事件に関する法令に基づいて徴税吏員がする行政指導</p> <p>(3) 学校、研修所等において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導</p>	<p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、<u>次章から第4章までの規定は、適用しない。</u></p> <p>(1) 議会の議決を経て、又はその同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分</p> <p>(2) 地方税の犯則事件に関する法令に基づいて徴税吏員がする行政指導</p> <p>(3) 学校、研修所等において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導</p>

改正後	改正前
<p>(4) 市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員に該当する者をいう。以下同じ。）又は市の職員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導</p> <p>(5) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分</p> <p>(6) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令又は条例等の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を<u>名宛人</u>とするものに限る。）及び行政指導</p> <p>(7) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に<u>関わる</u>事象が発生し又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導</p> <p>(8) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導</p> <p>(9) 第3章に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手續その他の意見陳述のための手續において法令又は条例等に基づいてされる処分及び行政指導</p> <p>（国の機関等に対する処分等の適用除外）</p>	<p>(4) 市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員に該当する者をいう。以下同じ。）又は市の職員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導</p> <p>(5) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分</p> <p>(6) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令又は条例等の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を<u>名あて人</u>とするものに限る。）及び行政指導</p> <p>(7) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に<u>かかわる</u>事象が発生し又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導</p> <p>(8) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導</p> <p>(9) 第3章に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手續その他の意見陳述のための手續において法令又は条例等に基づいてされる処分及び行政指導</p> <p>（国の機関等に対する処分等の適用除外）</p>
<p>第4条 国の機関、市の機関又は他の地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。</p>	<p>第4条 国の機関、市の機関又は他の地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。</p>
<p>第2章 申請に対する処分</p>	<p>第2章 申請に対する処分</p>
<p>&lt;略&gt;</p>	<p>&lt;略&gt;</p>
<p>第4章 行政指導 （行政指導の一般原則）</p>	<p>第4章 行政指導 （行政指導の一般原則）</p>
<p>第30条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該市の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容が相手</p>	<p>第30条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該市の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容が相手</p>

改正後	改正前
<p>方の任意の協力によって実現されるものであることに留意しなければならない。</p>	<p>方の任意の協力によって実現されるものであることに留意しなければならない。</p>
<p>2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。</p>	<p>2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。</p>
<p>(申請に関連する行政指導)</p>	<p>(申請に関連する行政指導)</p>
<p>第31条 申請(法令に基づくものを含む。以下この条において同じ。)の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請をした者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請をした者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。</p>	<p>第31条 申請(法令に基づくものを含む。以下この条において同じ。)の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請をした者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請をした者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。</p>
<p>(許認可等の権限に関連する行政指導)</p>	<p>(許認可等の権限に関連する行政指導)</p>
<p>第32条 許認可等(法令に基づくものを含む。<u>次条第2項において同じ。</u>)をする権限又は許認可等に基づく処分(法令に基づくものを含む。<u>同項において同じ。</u>)をする権限を有する市の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。</p>	<p>第32条 許認可等(法令に基づくものを含む。)をする権限又は許認可等に基づく処分(法令に基づくものを含む。)をする権限を有する市の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。</p>
<p>(行政指導の方式)</p>	<p>(行政指導の方式)</p>
<p>第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。</p>	<p>第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。</p>
<p>2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。</p>	<p>&lt;新規&gt;</p>
<p>(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項</p>	
<p>(2) 前号の条項に規定する要件</p>	
<p>(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由</p>	
<p>3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する</p>	<p>2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する</p>

改正後	改正前
<p>る事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</p> <p><u>4</u> 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。</p> <p>(1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの</p> <p>(2) 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの</p> <p>（複数の者を対象とする行政指導）</p> <p>第34条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、市の機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。</p> <p>（行政指導の中止等の求め）</p> <p>第35条 <u>法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2</u> 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</p> <p>(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>(2) 当該行政指導の内容</p> <p>(3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項</p> <p>(4) 前号の条項に規定する要件</p>	<p>事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</p> <p><u>3</u> 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。</p> <p>(1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの</p> <p>(2) 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの</p> <p>（複数の者を対象とする行政指導）</p> <p>第34条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、市の機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。</p> <p>&lt;新規&gt;</p>

改正後	改正前
(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由	
(6) その他参考となる事項	
<p>3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。</p>	
<p>第5章 処分等の求め</p>	<新規>
<p>第36条 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。</p>	<新規>
<p>2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</p>	
(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所	
(2) 法令又は条例等に違反する事実の内容	
(3) 当該処分又は行政指導の内容	
(4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令又は条例等の条項	
(5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由	
(6) その他参考となる事項	
<p>3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。</p>	
<p>第6章 届出</p>	<p>第5章 届出</p>
(届出)	(届出)
<p>第37条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適</p>	<p>第35条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適</p>

改正後	改正前
<p>合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。</p> <p>第7章 雑則 (委任)</p> <p>第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関の規則及び企業管理規程で定める。</p>	<p>合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。</p> <p>第6章 雑則 (委任)</p> <p>第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関の規則及び企業管理規程で定める。</p>

改正後	改正前
<p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号</p> <p>(川崎市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第5条の2 川崎市行政手続条例(平成7年川崎市条例第37号)第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する条例及び規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、川崎市行政手続条例第2章(第8条を除く。)及び第3章(第14条を除く。)の規定は、適用しない。</p> <p>2 川崎市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。</p>	<p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号</p> <p>(川崎市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第5条の2 川崎市行政手続条例(平成7年川崎市条例第37号)第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する条例及び規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、川崎市行政手続条例第2章(第8条を除く。)及び第3章(第14条を除く。)の規定は、適用しない。</p> <p>2 川崎市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第33条第2項及び第34条の規定は、適用しない。</p>